

健保組合からのお知らせ



兵庫県運輸業健康保険組合

年内の保険証等交付及び給付金等の支払について

●年内の保険証等の交付

12月24日（金）受付分までを12月27日（火）まで交付します。

※ただし、書類不備等による保留分については除きます。

●12月分保険料計算の締めについて

12月24日（金）受付分までを12月分の保険料計算に算入します。

●各種現金給付金等の支払い

12月17日（金）受付分までを12月27日（月）にお支払いする予定にしています。

※ただし、照会等を要するものや書類不備等のため返戻したのものについては除きます。

年末年始の業務のお知らせ

本年の年末年始の業務は、年内は12月28日（火）まで、年始は1月5日（水）からとさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

よろしくお願いします



令和4年1月1日から健康保険法が変わります！！

① 任意継続被保険者の申出により、資格喪失（任意脱退）が可能となりました！

現在、任意継続被保険者の資格喪失について、下記理由以外では喪失することができませんでした。

- ①就職等により新しく健康保険に加入された場合。
- ②死亡した場合。
- ③納期内に保険料の納めなかった場合。
- ④任意継続被保険者加入後2年経過した場合。

しかし、令和4年1月1日の健康保険法改正により、任意継続被保険者の途中脱退の意思表示が被保険者本人より直接あった場合は、申し出の受理された翌月の1日から資格喪失できる取扱いに変更となりました。

この変更点に伴い、任意継続被保険者資格喪失申出書及び任意継続資格取得申請時の承諾書について様式の変更を行います。様式については令和4年1月1日以降にホームページの申請書ダウンロードコーナーにて、別途ご確認をお願いします。

② 令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されます！

現在、傷病手当金の支給期間は、同一のケガや疾病の場合、最長で支給開始日から1年6ヵ月とされており、その間出勤された場合でも支給開始日から1年6ヵ月経過後の請求に関しては不支給とされていました。

しかし、令和4年1月1日の健康保険法改正により、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間について、仕事をしながら治療されている方の所得保障の観点から、「**受給日を通算して1年6ヵ月**」とする取り扱いに改正されました。

なお、この改正は、令和2年7月2日以降に支給開始した傷病手当金から適用されます。詳細については、別添「厚労省リーフレット（傷病手当金通算化）」をご参照ください。

